



物価高騰対策 賃上げ支援金

オンライン申請マニュアル
2月5日版

申請を行う前に
「物価高騰対策賃上げ支援金 募集要項」を必ずご確認ください

申請書先・お問い合わせ先

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

〒020-8777

盛岡市菜園一丁目3-6 農林会館302号室

MAIL : info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

TEL : 019-601-5981

受付時間…9:00~17:00(平日のみ)

・受付時間外、土日祝日の問い合わせはご遠慮ください。

・多くの個人情報を扱う為、事務局を訪問しての申請書提出や相談はご遠慮いただいております。

申請特設ホームページ



1 物価高騰対策賃上げ支援金 募集要項

申請を行う前に必ずご一読ください。

1 目的

昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追い付いていないことを踏まえ、県内の中小企業等の賃上げの加速化を図り、中小企業に必要な人材を確保していくため、物価高騰対策賃上げ支援金(以下、「支援金」という。)を交付します。

2 支援金概要

(1) 支給対象事業者

法人の場合

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等※1、協同組合等※1及び普通法人※1に該当し、次の(ア)から(ク)の全ての要件に該当するもの

- (ア) 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること(県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く)。
- (イ) 県内の事業所に常時使用する従業員※2を1人以上雇用していること。
- (ウ) 岩手県税に未納がないこと。
- (エ) 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- (オ) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- (キ) 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- (ク) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生または更生手続きを行っている者ではないこと。

※1 次の①から⑤のいずれかに該当するものは除く。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)
- ④ 岩手県が設立した法人
- ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等

※2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ① 会社役員、個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

1 物価高騰対策賃上げ支援金 募集要項

申請を行う前に必ずご一読ください。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

個人事業主の場合

イ 岩手県内税務署へ開業届を提出している個人事業主

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、「2支援金概要-(1)支給対象事業者-ア」の(イ)から(ク)の全ての要件に該当するもの

(2) 給付要件

ア 賃上げの対象時期

令和5年4月1日から令和6年9月30日まで

(賃金の支給が令和6年10月以降となったものを含む)

イ 賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者

ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

ウ 賃上げ額

(ア) 対象時期において、従業員の賃金を前年同月額と比較して1時間当たり50円以上引き上げていること。

(イ) 最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

エ その他

引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。

(3) 給付額

従業員1人当たり5万円、最大20人分(1事業所当たり最大100万円)

(4) 給付上限

40,000人

(5) 申請受付期間

令和6年2月5日(月)から給付上限(40,000人)に達するまで。

※ ただし、給付上限に達しない場合でも、令和6年11月15日(金)で受付終了とします。

1 物価高騰対策賃上げ支援金 募集要項

申請を行う前に必ずご一読ください。

3 申請方法

下記の申請書類を、電子申請又は郵送により、物価高騰対策賃上げ支援事業事務局(以下「事務局」という。)まで申請(提出)してください。

(1) 申請書類

- ア 物価高騰対策賃上げ支援金申請書兼請求書(様式第1号又は様式第2号)
- イ 支給対象従業員一覧(様式第3号)
- ウ 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- エ 賃金台帳の写し(賃金改定月及び前年同月分)
- オ 別途指定する金融機関の振込依頼書(支払い先の情報を記載したもの。)及び支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- カ ア～オに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(2) 提出方法

ア 電子申請

申請フォームに入り、必要事項の入力及び提出書類を添付
【申請フォーム】

<https://ttzk.graffer.jp/ttt3991/smart-apply/apply-procedure-alias/iwate-shien>

イ 郵送

申請書類を事務局に送付
【送付先(事務局)】

住所: 〒020-8777 岩手県盛岡市菜園1丁目3-6 農林会館302号室
宛名: 「物価高騰対策賃上げ支援事業事務局」宛

《申請方法》



1 物価高騰対策賃上げ支援金 募集要項

申請を行う前に必ずご一読ください。

4 支援金支給までの流れ(申請受付後)

- (1) 收受通知
申請(書類到達)のあった申請者に対して、事務局から速やかにメール等により收受通知を送付します。
- (2) 審査
申請書類について、事務局及び県で審査を行い、不備が存在する場合には、事務局から申請者に架電又はメール等により再提出の依頼、不備の修正依頼を行います。
- (3) 給付決定・不支給決定
審査の結果、適当と認められた場合は、申請者に対し事務局から物価高騰対策賃上げ支援金支給決定通知書(様式第4号。以下「支給決定通知書」という。)を送付します。
なお、審査の結果、支給要件を満たしていないと判断した場合は、申請者に対し事務局から物価高騰対策賃上げ支援金不支給決定通知書(様式第5号)を送付します。
- (4) 振込
給付決定通知を送付した申請者に対して、速やかに振込を行います。
なお、申請者の銀行口座情報に不備が存在する場合は、申請者に対して事務局から修正確認、銀行口座情報の再提出依頼を行います。
下記の申請書類を、電子申請又は郵送により、物価高騰対策賃上げ支援事業事務局(以下「事務局」という。)まで申請(提出)してください。

5 留意事項

- (1) 申請書類の保管
申請者は、支援金の支給後においても、支給決定通知書を5年間保存するとともに、労働基準法第109条に基づき保存している書類のうち支援金の申請に関わる書類について、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとします。

【労働基準法第109条(記録の保存)】

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならない。

- (2) 調査等
知事は、支援金の支給に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことがあります。
- (3) 支給決定の取消及び返還請求
知事は、申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、支援金額確定の取消、支援金の返還請求を行います。

6 問い合わせ先

【物価高騰対策賃上げ支援事業事務局】

電話:019-601-5981(平日9:00~17:00)

メール:info@iwatebukkakoutoutaisaku.jp

2 オンライン申請 申請手順

(1)申請をはじめる前の準備

申請には以下の画像、もしくはデータが必要です。

- ① 対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ② 賃金台帳の写し(賃金改定月及び前年同月分)
- ③ 通帳コピー(表紙)
- ④ 通帳コピー(見開き)

本申請システムは、入力途中での一時保存等も可能ですがスムーズに申請を完了させるためにも上記、必要な添付資料(画像、データ)について事前に申請するPC等の端末にご準備をお願い致します。

尚、支給対象従業員が多い場合など、添付するファイルの数が大量になるとデータの容量が大きくなり、申請に障害が出るケースが御座います。可能な限りファイルをまとめてご準備いただくとスムーズです。

- 例
- ① zipファイルにまとめておく。
 - ② 出力した物をpdfデータでまとめてスキャンするなど
 - ③ 複数の資料をまとめて写真に収める など

上記をご一読いただき、添付資料の準備が出来たら申請特設ホームページへ移動し、申請手順に従って申請を行ってください。

申請特設ホームページ

<https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp/>



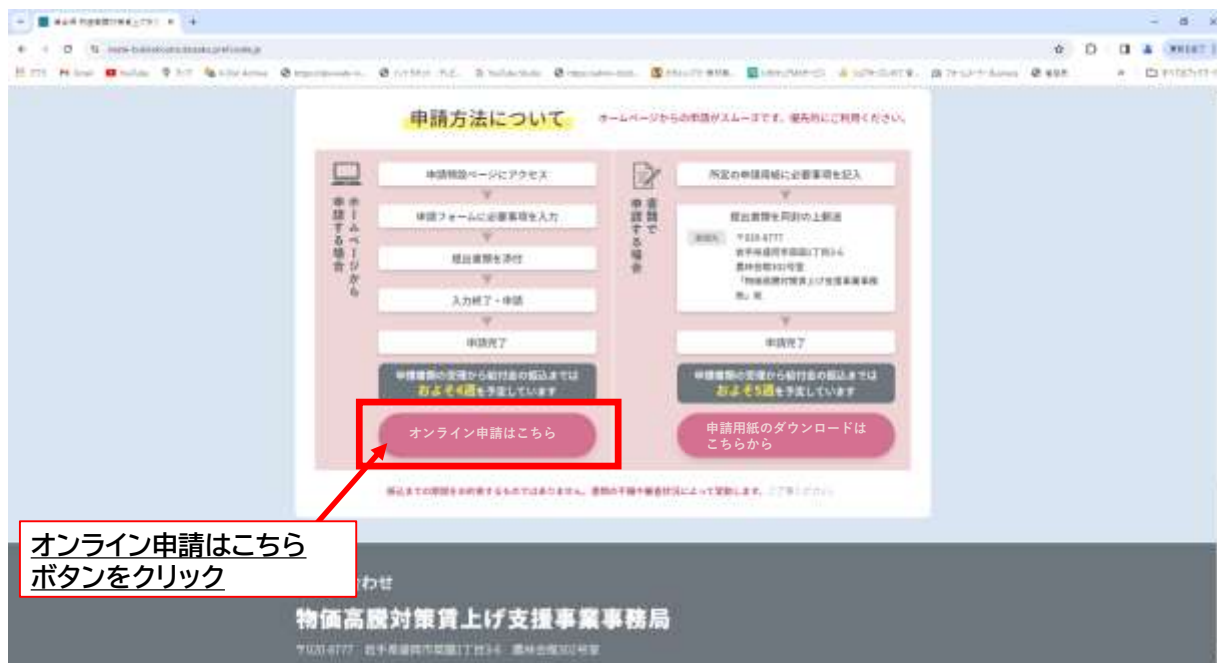
2 オンライン申請 申請手順

(2)申請フォームへ移動

①申請特設ホームページ



②下にスクロールし「オンライン申請はこちら」ボタンをクリック



③申請フォームへ移動

岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金申請
0126

入力状況 0%

東武トップツアーズ株式会社の「岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金申請 0126」のオンライン申請ページです。

ログインして申請に進む

ログインしていただく、申請の一時保存ができるようになります。

または

メールを認証して申請に進む

(3)アカウントの作成

【アカウント作成のメリット】

アカウントを作成いただくと、申請の一時保存ができるようになります。

※申請事項は複数ページに及びます。アカウント登録をすると申請途中で一時保存が可能です。

アカウントを制作しての申請を推奨します。

①「ログインして申請に進む」をクリック

岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金申請
0126

入力状況 0%

東武トップツアーズ株式会社の「岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金申請 0126」のオンライン申請ページです。

ログインして申請に進む

ログインしていただく、申請の一時保存ができるようになります。

または

メールを認証して申請に進む

「ログインして申請に進む」
をクリックして先に進む

②ログイン画面

本システムは様々な申請に用いられています。既存のアカウントに連動させると以降のやり取りが申請アドレスではなく既存アカウントへの返信となります。これまでの事業で既存アカウント使用によるエラーが多かったため、事務局としては新規アカウント登録を推奨しています。

Grafferアカウントをお持ちの方

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

ログイン方法について教えてください

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントに登録すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。アカウント登録は無料です。

新規アカウント登録

「新規アカウントを作成する」をクリックして先に進む

③アカウント登録画面

必要事項をすべて入力してください

「Grafferアカウントを登録する」をクリックして先に進む

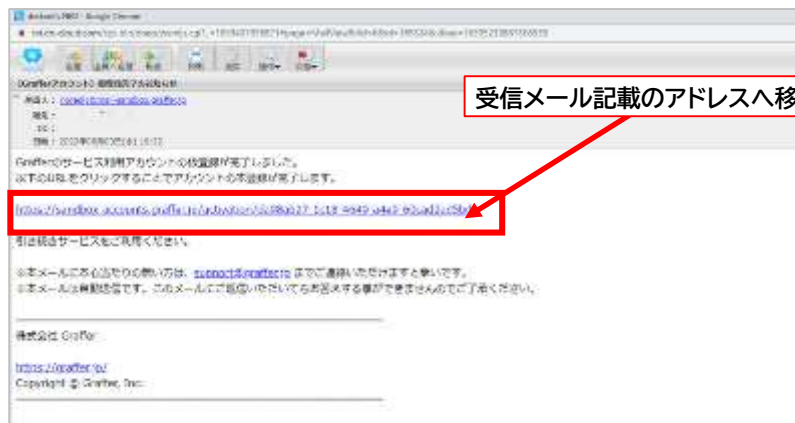
仮登録完了画面へ移動

アカウントの新規登録

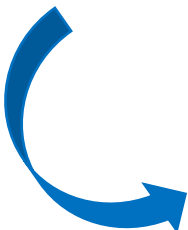
アカウントの新規登録が完了しました。

この画面が表示されたら仮登録完了です。アカウント登録時に記載したアドレスの受信メールをご確認ください。

④本登録用メール



移動



アカウントを登録する事によって申請途中で確認が必要になったり
WEBサイトを閲覧しようとして一度申請画面を閉じたい場合に「一時保存」が可能になります。

⑤ログイン → 申請画面へ移動



移動



(4)オンライン申請手順

①同意画面

岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金申請
0126

入力の状態 0%

利用規約を読んだ上で同意欄にチェック

利用規約をご確認ください

利用規約 [\[PDF\]](#) に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する 必須

申請に進む



岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金申請
0126

入力の状態 0%

東武トップツアーズ株式会社の「岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金申請
0126」のオンライン申請ページです。

利用規約をご確認ください

利用規約 [\[PDF\]](#) に同意して、申請に進んでください。

利用規約に同意する 必須

申請に進む

同意欄にチェックすると
ボタンが表示されます
クリックして申請に進んでください

②申請者情報の入力

本フォームに入力する際の注意点

- ア 法人の場合、確定申告書類や履歴事項全部証明書に記載のある所在地・法人名・代表者氏名を入力し
個人事業主の場合は、確定申告書類に記載のある屋号及び本人確認書類に記載のある住所・代表者氏名を
入力してください。

「個人」または「法人」のいずれか該当する方を選択してください

「個人」
「法人」

一時保存して、次へ進む

申請書の概要等の確認に戻る

岩手県 物産振興対策課 申請 0126

入力フォーム

担当者情報を記入してください。
※漏れが無いように入力してください。

担当者氏名 岩手 太郎

担当者連絡先 0196015981

担当者メールアドレス oooo@gmail.com

一時保存して、次へ進む

申請書の概要等の確認に戻る

入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

申請者情報を記入してください。
※漏れが無いように入力してください。

入力フォーム

事業書情報

本社所在地 岩手県内

事業費名 いわて商事株式会社

事業名(フリガナ) イワテショウジカブシキカイシャ

営業所名 岩手南支

営業所名(フリガナ) イワテショウテン

業種 1. 卸売業、小売業

常時使用する従業員数 20

郵便番号 0266777

住所/所在地 岩手県盛岡市東一番町3-6 302号室

代表者の職 代表取締役社長

代表者の職(フリガナ) ダイヒョウトリシマリアクシャチュウ

代表者氏名 岩手 太郎

代表者氏名(フリガナ) イワテ タロウ

担当者FAX番号 0196015981

一時保存して、次へ進む

戻る

入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

③振込先口座情報の入力

本フォームを入力する際の注意点

- ア 本フォームに記載する「申請者の名義」と下部に記載する「口座名義」が違う場合、別途「委任状」の提出が必須となります。
- イ 「委任状」はオンラインでの提出は出来ません。
特設サイトからダウンロードの上、記載いただき事務局まで郵送をお願いします。
- ウ 振込先口座情報は「正確に」記載をお願いします。下記について必ず提出前にご確認ください。

- Q 振込先の銀行情報や普通・当座の記載に間違いはないか？
- Q 口座名義に間違いはないか？(通帳見開きの口座名と一致しているか?)

支援金の振込先口座情報

振込先口座情報を記入してください。
※漏れが無いように入力してください。

金融機関名 必須
岩手銀行

金融機関コード 必須
半角数字4桁(岩手銀行0123、東北銀行0124、北日本銀行0509、盛岡信用金庫1150、ゆうちょ銀行9900です)
0123

本・支店名 必須
ゆうちょ銀行は漢字で入力ください。
本店

支店コード 必須
半角数字3桁(ゆうちょの場合は記号の左から2~3桁目の数字+8を記載ください)
001

口座種別 必須
 普通
 当座

口座番号 必須
半角数字7~8桁(6桁の場合は最初に0を追加してください)
00000000

口座名義(カナ名義) 必須
イフテタロウ

通帳コピー(表紙) 必須
「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義人(カナ)」が読み取れるものを提出してください(5MBまで/スマホの画像でも可)
iwate.png 削除

通帳コピー(見開き) 必須
「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義人(カナ)」が読み取れるものを提出してください(5MBまで/スマホの画像でも可)
iwate2.png 削除

一時保存して、次へ進む

戻る

振込口座通帳の表面を添付してください。
画像かPDFで添付してください。
(スマホの撮影画像も可)

金融機関コードが不明な場合
各金融機関のHPに
記載がありますのでご確認ください

振込口座通帳の表面を開いた直後のページを見開きで添付してください。
画像かPDFで添付してください。
(スマホの撮影画像も可)

入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

添付書類 1

振込先口座の通帳の表紙と見開きの写し

添付する際の注意点

通帳のコピーは、必ず通帳の「表紙面」と「見開き面」を1部ずつコピーし提出してください。

添付① 振込先口座の通帳の表紙



添付② 振込先口座の通帳の見開き



④支給対象従業員情報の入力

本フォームを入力する際の注意点

- ア 本フォームには申請の対象とする従業員全員の情報を入力していただきます。
- イ 11人目～20人目の入力がある場合は、一度、「一時保存して、次へ進む」をクリックし次のページに展開されるフォームに入力してください。
- ウ すべての入力を完了しなければ、「入力不備」となり以降の申請に進めません。

従業員情報

支給対象従業員数 必須

【対象となる賃金】
 時給算出の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。
 具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外労働賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日労働賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜労働賃金など）
- ⑥ 請負手当、請負手当上乗せ給付手当

【1人目】従業員氏名 必須

【1人目】賃金引上げ月 必須

対象期間（令和5年4月から令和6年9月）において、被験員の賃金引上げを行った場合には、申請時点で適用されている賃金額に引上げられた月をご入力ください。

【1人目】賃金額（時給）※賃金引上げ月（A） 必須

半角数字

 円

【1人目】賃金額（時給）※前年同月（B） 必須

半角数字

 円

【1人目】引上げ額（A-B） 自動計算

単位：円

前年同月額と比較して1時間当たり50円以上引上げていることが申請の条件です。

【1人目】時給額の算出式 必須

所定内給与額を所定内労働時間数で割ったもの。労働条件通知書又は雇用契約書に時給額が記載されている場合には記入不要です。

【2人目】従業員氏名 必須

本申請の対象となる従業員数を記載

対象とする一人目の従業員の賃金引上げに関する情報を入力

- ア 月額で賃金を支払っている場合 所定内給与額を所定内労働時間数で割ると時給が算出できます。その根拠となる算出式を記載願います。
- イ 本フォームは労働条件通知書、又は雇用契約書に「時給」として金額の記載がある場合、入力の必要はありません。

以下、1人目と同様に申請した従業員分を全て入力していきます

一時保存して、次へ進む

< 戻る

入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。
 ※11人目以降の入力がある場合は同様の手順で次のページに入力願います。

⑤必要書類のアップロード

本フォームを入力する際の注意点

ア 本フォームに下記の資料の添付をお願いします。

- 対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- 賃金台帳の写し(賃金改定月及び前年同月分)

イ 複数人の申請の場合は可能な限りまとめてアップロードをお願いします。

ウ 尚、必要書類アップロード(予備)欄がございます。こちらは最大15件まで入力可能です。

エ ファイル数が多く、システム内に添付しきれない場合はメール添付の上、事務局(info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp)宛にご送付ください。

メール添付の際は、①事業所名 ②営業所名 ③担当者氏名を明記していただくようお願いいたします。

【必要書類の添付について】
1添付あたりの最大10MBになります。
必要書類は10MB以内で可能な限りまとめていただきアップロードください。

対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し 必須

(10MBまで / スマホの画像でも可)

↑ ファイルを選択...

iwate.png 🗑️ 削除

賃金台帳の写し(賃金改定月及び前年同月分) 必須

(10MBまで / スマホの画像でも可)

↑ ファイルを選択...

iwate2.png 🗑️ 削除

必要書類アップロード(予備) 任意 最大15件まで入力可能

1件目 必要書類アップロード(予備) ✕

任意

↑ ファイルを選択...

iwate3.png 🗑️ 削除

+ もう1件追加する

あと14件まで追加できます

システム内に添付しきれない場合はメール添付の上、事務局 (info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp) 宛にご送付ください。

必要書類の添付について確認しました

支援金申請額 自動計算

※対象従業員数×50,000円

1000000 ✕

一時保存して、次へ進む

< 戻る

対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写しを添付。添付は対象従業員全員の資料が必要です。本欄に添付できるのは**1ファイルのみ**です。

対象従業員が複数人いる場合
○ ZIPファイルにまとめる
○ まとめてスキャンし添付するなど、ファイルをまとめて添付願います。

賃金台帳の写しを添付。添付は対象従業員全員の資料が必要です。本欄に添付できるのは**1ファイルのみ**です。

対象従業員が複数人いる場合
○ ZIPファイルにまとめる
○ まとめてスキャンし添付するなど、ファイルをまとめて添付願います。

予備のアップロードスペースです。上記で添付しきれなかったファイルを**最大15ファイルまで**添付できます。ご活用ください。

必要書類をすべて添付したか確認し本欄にチェック

対象となる従業員数に応じて自動計算で算出されます。

入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

ファイル数が多く、システム内に添付しきれない場合はメール添付の上、事務局(info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp)宛にご送付ください。メール添付の際は、①事業所名 ②営業所名 ③担当者氏名を明記していただくようお願いいたします。

⑥宣誓・同意事項

本フォームを入力する際の注意点

ア 本フォームのチェックボックスすべてにチェックがない場合、申請が出来ません。
必ず内容をお読みいただきチェックをお願いいたします。

岩手県 地域再興対策繰上げ支援会申請 0126

入力済み 100%

入力フォーム

宣誓・同意事項

本支援会の対象となった自治体の引上げについて、引上げ後1年間は、引上げ後の繰上水準以上の歳入を確保してまいります。

確認しました

中小企業基本法（昭和36年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第24号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等※、協賛組合等※及び普通法人※に該当します。

※次のいずれかに該当するものは除く。

- ① 協賛組合等の結成、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
- ② 特定区域の権限行使又は特定地域の善の功徳とする権利行使、相互救済等を主目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
- ④ 組合員が設立した法人
- ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、選挙員の大半を公的機関から構成する法人等

確認しました

県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用しています。

確認しました

岩手県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にある事業所に該当します。

確認しました

申請日時点において、岩手県内に本社はありません。

確認しました

過去に罰・罰金・罰金・市町村等の行政処分等において、不正発給による不正給付決定又は支給決定の取り消しを受けたことはありません。

確認しました

過去9年間に重大な法令違反等※はありません。

※重大な法令違反等とは、以下の場合が該当します。
過去行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の権限命令を受けたなど。

確認しました

国営事業等の特殊及び特別の適正化等に関する法律（昭和23年法律第22号）第2条第5項に規定する「任意関係維持事業」を行っていません。

確認しました

岩手県職員力団体の会則（平成23年岩手県職員会則第3号）第2条第2号に規定する職員力団、役員第3号に規定する職員役員又はこれらと同等な関係を有する者でなく、経費に職員団及び職員役員が関係付いていません。

確認しました

会社基本法（平成14年法律第154号）、労働者団法（平成11年法律第22号）等に基づく労基法または業主手続法を行っている者に該当しません。

確認しました

支援金の申請に当たり、もし申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、支援金全部返還の取消、支援金の返還等になります。

確認しました

上記すべての項目に虚偽がないことを誓い、内容に同意したうえで申請します。また岩手県や事務局から郵送・立会い検査・選考の求めがあった場合は速やかに応じます。

確認しました

記載されている内容を全てお読みいただき
全てのチェックボックスにチェックを入れて下さい。

一時保存して、次へ進む

< 戻る

全てのチェックボックスに
チェックを入れた後、
「一時保存して、次へ進む」
をクリックしてください。

⑧受付完了メールの受信

正常に申請が完了すると、自動返信にて以下のメールが「申請者のアドレスに」届きます。

岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金申請 0126 申請受け付けのお知らせ

差出人: noreply@mail.graffer.jp
宛先: h-komai@tvi.co.jp
CC:
日時: 2024年02月01日(木) 21:18

「岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金申請 0126」の申請を受け付けいたしました。
申請内容を確認後、順次審査を行いますので今しばらくお待ちください。

※本メールとは別に収受通知書を発送いたします。
支給決定につきましては、審査が完了次第、別途通知いたします。

※本支援金申請で入力いただいた情報は次の目的においてのみ使用し、その他には使用いたしません。
①本支援金申請に関する連絡のため
②申請者を特定しない統計情報の作成のため
③県が実施する労働関連施策に関する情報提供のため

■ 申請の種類
岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金申請 0126

■ 申請日時
2024-02-01 21:18:16

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。
<https://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/5371991851501766466>

■ 事務局情報
・事務局名: 物価高騰対策賃上げ支援事業事務局
・所在地: 〒020-8777
岩手県盛岡市菜園1丁目3-6 農林会館302号室

メールが届かない場合は、申請が完了できていない、申請時の情報に誤りがある等の可能性が考えられますので、事務局(019-601-5981)までご連絡をお願いします。

参考 申請内容の確認

岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金申請 0126

申請を取り下げる

申請基本情報 申請内容

申請番号
5371-8918-5150-766466

申請先
株式会社 トップアース株式会社

株式会社データス
受付済

手続者名氏
岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金申請 0126

申請者情報

種別	個人
法人代表者名	名字 太郎
電話番号	0196015981
メールアドレス	h.komai@tvi.co.jp

受付日時
2024/02/01 21:18

申請後に申請内容を確認したい場合

- 本システムに再度ログインをする
- 申請後に届く
申請受付のお知らせに記載のURL

にて、事後に確認する事が可能です。

是非ご利用下さい。

3 委任状の郵送

別添 物価高騰対策賃上げ支援金 振込先通知書・委任状

オンラインでの申請者でも、申請者と振込先口座の名義が異なる場合は「委任状」の郵送が必須となります。申請特設ホームページの申請様式から「別添 物価高騰対策賃上げ支援金 振込先通知書・委任状」をダウンロードし、記入。事務局まで「郵送」にてご提出をお願いします。
※申請者と振込先口座名義が同一の場合は必要ありません。

(別添)

物価高騰対策賃上げ支援金 振込先通知書・委任状

物価高騰対策賃上げ支援金の支給について、下記口座への入金を申請します。

記

支援金の振込先口座情報

(申請書のほか、通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目の写しを添付してください。)

- ※ 口座名義は通帳の見開きに記載があるカナ名義の表記となります。
- ※ 申請者（法人名又は代表者）と振込口座名義が違う場合、委任状の提出が必要となります。

金融機関名				金融機関コード										
本・支店名				支店コード										
口座種別	普通		当座		口座番号									
口座名義 (カナ名義)														

- ※ 申請者（法人名又は代表者）と振込口座名義が違う場合は、下記「委任状」を必ず記載願います。
- ※ 委任状には「委任者の捺印」が必須です。
- ※ 記載、捺印し、事務局宛てに「郵送」で提出をお願い致します。画像やデータでの提出は認めません。

委任状

令和 6 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

【委任者】

所在地

法人名(屋号)

代表者職・氏名

⑨

物価高騰対策賃上げ支援金の受領に関する権限を以下の者に委任します。

【受任者】

所在地

法人名(屋号)

代表者職・氏名

参考 記入例

本様式は法人の方、個人事業主の方共通の様書類です。
 申請者(法人名又は代表者)と振込口座名義が違う場合は「委任状」の記載と「申請者の捺印」を必ずお願いします。

(別添)

物価高騰対策貸上げ支援金 振込先通知書・委任状

物価高騰対策貸上げ支援金の支給について、下記口座への入金を申請します。

記

支援金の振込先口座情報

(申請書のほか、通帳の表紙及び通帳を開いた1・2ページ目の写しを添付し

※ 口座名義は通帳の見開きに記載があるカナ名義の表記となります。

※ 申請者(法人名又は代表者)と振込口座名義が違う場合、委任状の提出が必要となります。

金融機関コードが不明な場合各金融機関のHPに記載がありますのでご確認ください。

金融機関名	岩手銀行			金融機関コード	1 2 3								
本・支店名	本社			支店コード	1								
口座種別	普通	✓	当座	口座番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0
口座名義(カナ名義)	イワテジョウジ(カ)												

※ 申請者(法人名又は代表者) 振込先口座情報を通帳に記載してあるとおりに「正確に」記載願います。

申請者と振込先が異なる場合は必ず提出をお願いします。

捺印)が必須です。
 直接に「郵送」で提出をお願い致します。画像やデータでの提出は認めません。

委任状

令和 6 年 2 月 5 日

岩手県知事 達増 拓也 様

【委任者】

所在地 岩手県盛岡市菜園一丁目3

法人名(屋号) いわて商事株式会社

代表者職・氏名 代表取締役社長 岩手 太郎

申請者の印鑑(代表者印)を捺印ください
 ※法人印は不可



物価高騰対策貸上げ支援金の受領に関する権限を以下の者に委任します。

受任者情報を記入してください
 ※捺印の必要無し

【受任者】

所在地 岩手県盛岡市菜園一丁目3-6 302号室

法人名(屋号) いわて商事株式会社

代表者職・氏名 代表取締役会長 岩手 一郎

委任状送付先・お問い合わせ先

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

〒020-8777

盛岡市菜園一丁目3-6 農林会館302号室

MAIL : info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

TEL : 019-601-5981

受付時間…9:00~17:00(平日のみ)

・受付時間外、土日祝日の問い合わせはご遠慮ください。

・多くの個人情報扱う為、事務局を訪問しての申請書提出や相談はご遠慮いただいております。

申請特設ホームページ

